

改正案	現行
<p>(条例別表第三の規則で定める事務)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>5 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、次に掲げる者(当該者が法人である場合にあつてはその役員とし、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(条例別表第三の規則で定める事務)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の規定による監査請求の受理、その監査請求に係る事実についての審査又はその監査請求に対する応答とする。</p> <p>6 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、次に掲げる者(当該者が法人である場合にあつてはその役員とし、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>一～四 (略)</p>